

財務省告示第七十六号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
 平成二十年二月二十九日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年三月七日
 財務大臣 額賀 福志郎

一	二	三	四	五	六
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその	振替法の適	募入決定の	発行額
利付国庫債券（二十年）（第四十 一回、第四十六回、第五十一回、第五 十三回、第五十七回、第五十八回、第 六十回、第六十三回、第六十四回及び第 六十九回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項及び第四十七条	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下	機関は日本銀行とする。	札にによる発行して行われる入 札に申込みのうち利回り格差の 各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次 割り当てる。	額内訳（別表のとおり）

七 払込金額

五千八百四十五万三千円

九 振替単位

振替法の規定による振替口座簿

の記載又は記録は、最も金額と

額の整数倍の金額によるものと

する。平成二十年二月二十九日

平成二十年二月二十九日

発行対象国債ごと、金額

百円につき、次の算式により算

出した金額

十一 発行価格

100 + 表面利率 × 残存年数

$$\frac{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}{100}$$

十二 利率

(別表のとおり)

十三 経過

は、募入決定の通知を受けた者

の経過

は、募入決定の通知を受けた者

の経過

は、募入決定の通知を受けた者

の経過

は、募入決定の通知を受けた者

式により算出した金額を第二

十号に規定する期日に払い込

むものとす。

名発行対象国債の額、面の金の率

総額 × 各発行対象国債の額の第

／ 100 × 各発行対象国債の第

利率 × 支期する子の発行、

利率 × 支期する子の発行、

利率 × 支期する子の発行、

利率 × 支期する子の発行、

利率 × 支期する子の発行、

利率 × 支期する子の発行、

利率 × 支期する子の発行、

利率 × 支期する子の発行、

利率 × 支期する子の発行、

利率 × 支期する子の発行、

利率 × 支期する子の発行、

利率 × 支期する子の発行、

利率 × 支期する子の発行、

利率 × 支期する子の発行、

(二)

発行時に、その利率

に係る所得が源泉徴収され

(利付第五十年庫券八回)	(利付第五十年庫券七回)	(利付第五十年庫券五回)	(利付第五十年庫券四回)	(利付第五十年庫券三回)	(利付第五十年庫券一回)	(利付第四十年庫券六回)	(利付第四十年庫券五回)	(利付第四十年庫券二回)	(利付第四十年庫券一回)	(利付第四十年庫券一回)	名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
一・九%	一・九%	二・〇%	二・二%	二・一%	二・〇%	二・二%	二・四%	二・六%	一・五%					
平成九年三月二十四日	平成六年三月二十四日	平成三年三月二十四日	平成十年三月二十二日	平成十年三月二十二日	平成一年六月二十三日	平成二年六月二十二日	平成九年三月二十二日	平成九年三月二十一日	平成九年三月二十一日					
四十二億円	十億円	百三十四億円	六十四億円	百五億円	七億円	十億円	十七億円	三億円	二十七億円					

(別表)

特別会計に関する法律第四十六条第一項分

十八 元利金支 日本銀行

十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成二十年二月二十九日

(利付国庫債券 (第二十九回) (第六十年))	名称及び記号	特別会計に関する法律第四十七条分	(利付国庫債券 (第二十九回) (第六十年))	(利付国庫債券 (第二十四回) (第六十年))	(利付国庫債券 (第三十回) (第六十年))
二・一％	利率(年)		二・一％	一・九％	一・八％
平成三十三年三月二十六日	償還期限		平成三十三年三月二十六日	平成三十三年三月二十五日	平成三十三年三月二十五日
四百三十四万八千円	(発行額)	十九万七千五百三十六円	百五十億円	百十七億円	